

室町・戦国期における後鳥羽院怨霊についての考察

— 水無瀬御影堂と足利氏をめぐって —

濱 松 里 美

はじめに

水無瀬御影堂（以下、御影堂）とは、後鳥羽院を祀る御堂である。後鳥羽院が治世のときは、水無瀬川のとりに水無瀬殿を造営し、四季折々の遊びを楽しんだという。後鳥羽院の崩御に際し、水無瀬信成・親成父子が御影堂を建立して、その菩提を弔った。

後鳥羽院は、上皇として、承久の乱の主導者として、歌人として、怨霊としてなど、さまざまな要素や側面を持ち合わせる。特に怨霊の面では、長い間公武関係なく多くの人々に影響を与え、御影堂への篤い信仰に繋がった。

後鳥羽院の怨霊については、崩御する以前から語られていた。安貞元年（一二二七）七月においては、最近天狗の

狂乱が激しいのは、崇徳院の怨霊と後鳥羽院の生霊のせいだとしており、^①また、藻壁門院（後堀河院の中宮）、仲恭天皇、後堀河院が相次いで死去したことは、後鳥羽院の怨念によるものだとも考えられていた。^②

崩御後についても、三浦義村と北条時房の死の原因が、後鳥羽院のせいだと噂され、^③その結果、鎌倉幕府は後鳥羽院の霊を鶴岡八幡宮に勧請し、怨霊慰撫の対応を取っている。^④

後鳥羽院怨霊に関する先行研究としては、崇徳院怨霊と絡み合わせ、後鳥羽院怨霊の発生と転換、鎮魂について考察した山田雄司氏、^⑤後嵯峨天皇期の前後における後鳥羽院怨霊の動きと信仰についてを論じ、^⑥また、臨濟宗法燈派が門徒拡大のために『後鳥羽院御霊託記』（以下、『御霊託記』）

等を広めたと指摘した徳永誓子氏、鎌倉前期に襲った後鳥羽院怨霊に触れ、さらに、『御霊託記』を基に『承久記』について検討した松林靖明氏、御影堂の鳴動を中心に、足利氏との関係について論じた¹⁰西山克氏の研究がある。

いずれも鎌倉期における後鳥羽院怨霊について検討しており、室町・戦国期の幕府が後鳥羽院の霊とどう対峙したのかに触れるものは少ない。『水無瀬神宮文書』には、歴代の足利将軍が納めた史料があることから、鎌倉期だけでなく室町・戦国期においても足利氏は御影堂と関わり持っていたことは明らかである。しかし、当該期の研究は、谷口雄太氏の永享の乱から見た京都足利氏と御影堂の関係について¹¹のみで、室町・戦国期の足利氏と後鳥羽院の霊ならびに御影堂を、総括的に考察したものはない。

そこで、本稿では、足利氏と深い関係のあった『御霊託記』に焦点を当て、鎌倉期以降の足利氏と御影堂の関係について、戦国期まで見通しての考察を試みる。また、先学において全く触れられていない義晴の願文についても検討し、諸相を明らかにしていきたい。

第一章 室町幕府草創期における水無瀬御影堂と足利氏

第一節 「大興禅寺」建立に関する室町幕府草創期の足利氏について

なぜ足利氏は御影堂を尊崇し続けたのかというと、南北朝時代に成立したとされる『後鳥羽院御霊託記』の存在の影響が考えられる。この『御霊託記』について徳永氏は、「同時代の支配者層にある程度浸透していたのではないか」と指摘する。¹²『御霊託記』とは、暦応二年（一三三九）七月十日に水無瀬三位家官女に下った後鳥羽院の霊託である。内容は、後鳥羽院が、後醍醐天皇を即位させ、鎌倉幕府滅亡の手助けをしたのに、自分に対する尊崇が懈怠したため、隠岐や吉野へ追いやつて最終的に殺した。その後、足利氏の祖である義氏が御影堂を尊崇し地頭を退けたという功績をもとに、足利氏に暫く天下の権柄を授けたというものである。

後鳥羽院は、足利氏に天下の権柄を授けると、「仍由良上人乎開山^{天志}。大興禅寺乎建^天」と由良上人を開山とする大興禅寺の建立を強く願っている。なぜ後鳥羽院が大興禅寺

の建立を願ったのかについては、後鳥羽院は冥界において三熱に苦しめられており、この苦から逃れるために大興禪寺を建立せよと要求するのである。

以上から、『御霊託記』は、足利氏にとって非常に有利な内容となつていくことがわかる。足利尊氏と直義はこの内容を知っていたと考えられ、両人はそんな後鳥羽院の期待に応えようと、水無瀬の故宮を禪寺に改めようとしていることが次の史料にある。

〔史料1〕『禪林僧伝』康安元年／正平十六年（一三三六）五月二十四日条¹³

前將軍源相公兄弟向師道風、改後鳥羽院古廟欲成寺、命師為開山第一祖、再三謂之^{（謂カ）}、不可、夜窃遁去

右の史料は、尊氏と直義が後鳥羽院の古廟に寺を造ろうとしている場面である。しかし、この後、住持を務めるように依頼した覚明という人物が逃げしまったので、禪寺建立の実現はしなかった。だが、この動きは、尊氏・直義が『御霊託記』の内容に従おうとしたものであった。ただ

し、これは〔史料1〕が成立した康安元年／正平十六年（一三六一）よりも前の出来事であるということに注意しておきたい。なぜなら既にこの時点で尊氏と直義は現世にはいないので、大興禪寺を建立しようとするのは不可能だからである。

また、『禪林僧伝』というのは覚明の伝であり、『蒲生文書』の同年同月同日条によると、「二十四日、申戌和泉大雄寺覚明狐峯寂ス、」とあり、覚明が亡くなった同日に伝として記されたのが『禪林僧伝』であった。この覚明とは、禅僧無本覚心を祖とする臨濟宗法燈派の僧である。覚心が紀伊国由良西方寺（興国寺）を拠点にしていたことから、由良派と呼ばれていた。後鳥羽院は藤原能茂を通じて縁のあった「由良上人」を開山とし、大興禪寺の建立を願ったのである。

そして、〔史料1〕の続きには「正平初、再蒙詔於南朝」とあることから、貞和二年／正平元年（興国七年）（一三四六）頃に寺を造ろうとしたのではないかと考えられる。次の史料で、足利氏に『御霊託記』の存在がいつ知られたのかについて検討したところ、おおよそ康永三年／興国五年（一三四四）頃であると仮説を立てたので、尊氏、直義

が大興禪寺を建立しようとしたのは、康永三年／興国五年（一三四四）から貞和二年／正平元年（興国七年）（一三四六）の間と考えた。

次に、大興禪寺に関する直義の史料について触れたい。

〔史料2〕 康永三年（一三四四）三月九日付足利直義禁制¹⁵

禁制

水成瀬故宮大興禪寺事

右水成瀬故宮大興禪寺者 後鳥羽天皇依為令遣 叡執給之 皇居、奉安置宸翰御影之浄場也、別院安養寺者亦同御宇自刻彫之弥勒慈尊草渠面之石像也、靈威年旧効験日新、而近比武士甲乙人等、不恐、仏意神慮乱入庄内、恣材取竹木、令致狩獵^{云々}、所行之企招其咎、於向後者固可停止之、若違犯之族者、為処罪科、可令注進交名之状、如件

康永三年三月九日

左兵衛督源朝臣（花押）
（足利直義）

右の史料は、直義が大興禪寺に下した禁制である。近頃、武士たちが仏意神慮を恐れず水無瀬の庄内に乱入し、勝手

に竹木の伐採や狩獵を行うので、それを禁止させ、従わない者がいた場合は罰するよう指示している。この史料の「水成瀬故宮大興禪寺」を見ると、直義は後鳥羽院の大興禪寺を建立せよという意に従って禪寺を築いたかのように見える。しかし、注意すべきは、史料中に見られる大興禪寺はこの時点では存在せず、また、最終的にも大興禪寺は造られなかったことである。そもそも、この禁制は〔史料1〕の尊氏と直義が後鳥羽院の古廟に寺を造ろうとした正平元年（興国七年）／貞和二年（一三四六）よりも二年前に出されたものである。ここから、直義が大興禪寺の名称を使用するのは、この時既に、大興禪寺の建立に意欲を示していたからではないか。この禁制について、中村直勝氏は「普通に御影堂と言つて居る所を大興禪寺に充当して、胡麻化しているらしい点がある。」と述べ、徳永氏も検討が必要であるとしているが、年代を考慮しても、直義は御影堂を大興禪寺と誤魔化して禁制を発したわけではなく、近いうちに大興禪寺を造ろうと、実体はないが名称だけでも先走って使用したのではと考える。また、『御霊託記』の存在を尊氏や直義が知ったのも、康永三年／興国五年（一三四四）か、その少し前と考えるのが妥当である。〔史料2〕

のように当時の水無瀬家が武士の狼藉を幕府に通報したのとほぼ同時期に、暦応二年（一三三九）に後鳥羽院の靈託が下ったということを告げたのである。

また、尊氏は観応の擾乱の際に、戦勝祈願の目的で領地を寄進している。

〔史料3〕観応二年（一三五一）一月十日付足利尊氏願文¹⁸

敬白 立願事

水成瀬殿御宝前

右去建武第三之初春上旬、則於大渡橋陣退新田義貞訖、偏依 尊皇之叡念之故也、観応二年之正月十日亦至同橋陣、

為相向①凶徒所加誅戮也、冥助定不空歟、倩孝光縱^{（劣力）}、酬

後鳥羽天皇之御加護忽对治凶党等可得勝之条 叡慮掲焉

哉、然則寄進一村之上、早終②造宮之功、宜奉耀万代之威

光、仍立願如件

観応二年正月十日 正二位源朝臣（花押）^{（足利尊氏）}

右の史料からは、去建武三年の初旬上旬に、大渡橋の陣において新田義貞を撃破したのは、後鳥羽院の叡念によるものであるとし、観応二年正月十日再び同橋の陣において

凶徒に誅戮を加えることが出来たのは、後鳥羽院の御加護に報いたことによる叡慮が著しかったからであるとすると、そして、一村を寄進し、早く造宮の功を終えて、威光を万代まで輝かせなければならぬという。

これは、尊氏が打倒直義を掲げて水無瀬殿に勝利の祈願をしたものである。しかし、尊氏と対立した直義の願文等は確認できない。史料中にある傍線①の「凶徒」というのは『園大曆』同年同月同日条にあるように直義のことを指す。このとき、淀川（大渡橋）を挟んで尊氏は山崎で、直

義は石清水八幡宮に陣を取っていた。この願文には、建武三年に尊氏が大渡橋で新田義貞を破ったのは、後鳥羽院の叡念があつてこそだとしているが、この建武年間の該当文書は『水無瀬神宮文書』においては確認できない。またこのことに関して、谷口氏は「建武年間における神宮崇拜の話が見えるのは、尊氏による「捏造」の疑いが濃厚」であると²¹する。そもそも、建武年間における合戦は、淀川（大渡橋）を挟んで尊氏が八幡に、新田義貞が山崎の辺りに陣

を取っており、尊氏はこのとき八幡側にあった石清水八幡宮へ戦勝の祈願を行っている。²²よって、観応年間の合戦で、山崎で陣を構えた尊氏が水無瀬殿へ戦勝を祈願しているの

は、たまたま陣の近くに水無瀬があったからに過ぎないと谷口氏は続ける。

しかし、なぜ、尊氏はわざわざ捏造をしてまで願文を捧げたのであろうか。もちろん、陣の近くにあったということも考えられるが、史料中にある傍線②の「造営」は何のことを指しているのか考えると合点がいく。この願文からは何を造営するのか示されてはおらず、谷口氏も全く触れてはいないが、この「造営」とは、大興禅寺のことを指しているのではないだろうか。観応二年（一三五二）というのは、前に述べた尊氏と直義が後鳥羽院の古廟に寺を造るうとした正平元年（興国七年）／貞和二年（一三四六）より後の年号であり、大興禅寺の建立が叶わなかったために、なんとかして早急に大興禅寺を造営する必要性を感じていたのであった。ただし、文和二年／正平八年（一三五三）⁽²³⁾の後村上天皇の願文に「一以水無瀬故宮跡可建立大興禅寺事」とあることから、それでも結局大興禅寺が造られることはなかった。

また、『御霊託記』においては、「還幸乃時。適朕前乎過給仁。祈敬乎致佐須。宝積寺山崎御坐乃時。勅使一度毛不被立志事者如何仁。佐礼者南山仁奉移奴。」とあり、後醍醐天皇

が還幸でたまたま御影堂を通り過ぎた際に、祈り敬うことをしなかったのに加え、山崎の宝積寺に行在所を設けた際も勅使を一度も寄こさなかったので、吉野の奥深くに追いやったとする。この文言を踏まえると、観応年間に御影堂へ祈願したのは、偶然近くを陣取ったから、というのも理由の一つではあるが、水無瀬に近い山崎で陣を敷くことになった尊氏にとっては、後醍醐天皇のようにみすみす御影堂を無視することはできなかったのである。

そうすると、足利氏による御影堂への信仰というのは、後鳥羽院に対する御霊信仰と呼ぶべきではないか。（史料3）においては、尊氏が怨霊を恐れているといった様子は見られず、言うなれば、尊氏は後鳥羽院を戦いにおける守護神として見なしているのであった。また、直義は自身の子どもが無事に生まれてくるようにと御影堂に祈願した願文⁽²⁴⁾を納めており、尊氏と違い戦勝におけるものではないが、後鳥羽院に守り神的役割を求めている。この二人は、足利氏鼻貞となっている『御霊託記』に従って、度々大興禅寺を建立しようとしてきた。このように、後鳥羽院の要求に応えることは、後鳥羽院の御霊を信仰する上では欠かせないことであったのである。

ただ、御霊信仰と聞くと、尊氏は後鳥羽院を怨霊と見なしていたのではないかという疑問が生じるかもしれない。しかし、御霊と怨霊というのは、同一なものではなく、実際は全く異なるものである。桜井徳太郎氏⁽²⁶⁾によると、怨霊というのは、民衆に禍厄災害を与えるものことであるが、御霊は、その禍厄災害をもたらす原因をことごとく祓除することが出来るものごとをいう。そうすると、この御霊的観念に基づき、敵を厄と見なすことで、尊氏らは後鳥羽院を、厄を祓う守護神と考えていたのである。

しかし、『御霊託記』の成立が正確にはわかっていない以上は、尊氏や直義が〔史料1〕〔史料2〕〔史料3〕を発した時期より後であると考えられることも念頭に置いておかなければならない。

第二節 御影堂鳴動と足利氏

長きに渡って人々の信仰を受けた水無瀬の地であるが、後鳥羽院が何かを伝えるかのように度々鳴動した。鳴動とは大きな音を立てて揺れ動くことで、「午刻御霊社鳴動、頗如地震」と『吾妻鏡』⁽²⁷⁾にあるように、地震とは別物として考えられた。また、「云日来天変云之三嶋社鳴動、有驚

御沙汰、御祈等始行之、⁽²⁸⁾や「入夜右大将家法華堂震動、三浦大炊助太郎兼日蒙夢想、有告申人々之事云々」⁽²⁹⁾から、鳴動とは何かを告げるために揺れ動く神変不思議なものであり、鳴動を受けると人々は度々祈謝を行った。

御影堂がはじめて鳴動したことがわかるのは次にみえる史料にある。

〔史料4〕『続史愚抄』元弘三年（一二三三）閏二月二十六日条⁽³⁰⁾

六波羅懸敵兵頸于河原。此日。後鳥羽院御廟鳴。大雨水。梟首悉流云。

また、左のように『御霊託記』にも同様の記述が見える。

〔史料5〕『後鳥羽院御霊託記』⁽³¹⁾

六波羅与利頸四十八懸志。翌日廟院鳴動。俄大雨乎降志天押流志訖奴。

この二つの史料には、御影堂が鳴動し、鴨の河原に晒されていた後鳥羽院方の首四十八が大雨で流されたことが記

されている。この頃は、倒幕を目指し蜂起した後醍醐天皇方の軍勢と、鎌倉幕府方の六波羅の軍勢が衝突していた。これはその最中に起こった事件であり、史料からは、この当時、後鳥羽院の御霊は後醍醐天皇方に味方しているように見て取れるのである。

ただし〔史料4〕の『統史愚抄』とは後世に柳原紀光（一七四六―一八〇〇）が編纂した歴史書であり、この御影堂鳴動の記事は、南北朝時代に成立した〔史料5〕の『御霊託記』から典拠されている。そもそも『御霊託記』自体、創作の疑いが強いので、本当にその事件が起こったのかは怪しい。³²〔史料4〕の「御廟」や〔史料5〕の「廟院」について、これらが御影堂であるという根拠は直接には記されていないが、『御霊託記』が水無瀬家の官女に下った霊託であり、それを『統史愚抄』が典拠したということから、「御廟」や「廟院」は御影堂である可能性が高いと考えられる。

そして、信憑性の高い史料から御影堂の鳴動に関する記述が初めて確認されるのは、観応二年十月五日である。

〔史料6〕『園太暦』観応二年（一二三五一）十月五日条³³

十月五日、天晴、入夜水無瀬宰相入来謂之、其次語曰、去比後鳥羽院御影堂有鳴動事、及両度云々、如何ニも有子細事也、尤可恐怖々々々

史料中に「尤可恐怖々々々」とあり、鳴動というのは殊に恐るべき出来事であることを示す。この鳴動について、幕府も朝廷も反応してはいないが、五年後の延文元年（一三五六）に二度、その三年後の延文四年（一二三五九）にも一度鳴動が起こっている。³⁴この時期は観応の擾乱が起こったこともあつてか、一連の鳴動が、室町幕府が成立してまだ不安定な様子を表しているのである。

御影堂には、この延文年間の鳴動に反応した尊氏・義詮の書状がある。

〔史料7〕延文元年（一二三五六）三月八日付足利義詮書状³⁵
水成瀬殿御旧跡鳴動事、可致祈謝誠之由、可被相触禪衆等
中候、恐々謹言

延文元

三月八日

義詮（花押）

水成瀬宰相殿^(具兼)

〔史料8〕延文元年（一二五六）七月二十八日付足利尊氏書状⁽³⁶⁾

当社鳴動事承候訖、驚存候、殊可令致祈謝誠給候、恐々謹言

延文元

七月廿八日

尊氏（花押）

水成瀬宰相殿^(具兼)

〔史料9〕延文四年（一二五九）十二月十二日付足利義詮書状⁽³⁷⁾

後鳥羽院旧蹟鳴動事、承候訖、早為祈謝可転読大般若經一部之由、可被相触禪衆等中候、恐々謹言

延文四

十二月十二日

義詮（花押）

水成瀬宰相殿^(具兼)

尊氏と義詮は鳴動に敏感に反応し、荒れる後鳥羽院の御霊をなんとか鎮めようとしている。このように、当時の足利氏は徹底した御影堂崇拜を行った。（史料7）から〔史料9〕に共通する「水成瀬宰相」は水無瀬具兼のことであり、また、〔史料7〕〔史料9〕に共通する「禪衆」とは当時の御影堂に存在した禅僧のことである。足利氏に住持を務めるよう依頼された覚明（臨濟宗法燈派）の弟子に至一という僧がおり、至一は水無瀬御堂長老となっていることが『井蛙抄』⁽³⁸⁾からわかることから、当時は御影堂には禅僧が存在しており、足利氏は彼らに後鳥羽院の御霊を鎮めべく祈禱を行うよう度々要請したのであった。

また、〔史料8〕〔史料9〕中にある「承候訖」からは、水無瀬具兼が御影堂の鳴動についてを幕府に知らせたことよって、この二つの書状が下されたことがわかる。（史料7）にはそのような記述はないが、〔史料8〕〔史料9〕と同様であると考えられる。（史料7）から〔史料8〕〔史料9〕を順に検討すると、はじめの〔史料7〕においては祈謝することに留まっているが、〔史料8〕は、三月に祈謝を行ったばかりであるのに、間髪入れず再び鳴動が起ったからであるのか、尊氏はとても驚き殊に祈謝を重ね

るよう指示している。そして〔史料9〕では、祈謝だけでは足りないと考えたのか、大般若経の一部転読を命じる。尊氏や義詮は、後鳥羽院を慰霊するための仏事善根に精誠を尽くしたのであった。

本節では、御影堂で起こった鳴動の記事を挙げてきたが、人々はこの神変不思議な出来事を恐るべきものと認識していたようである。一般的に墓の鳴動は、その墓に埋葬された死者が起すものと考えられており、この鳴動に対応するのは、その子孫たちであった。³⁹⁾ 有名な例だと、多武峰の鳴動と大織冠の破裂がある。古代から度々起こってきたこの事件に対して、当時の氏長者はその都度怪異吉凶を占い、告文使を派遣して平癒を祈念した。

ここで、鳴動の処理を行うのは子孫たちであることを踏まえると、御影堂の鳴動に対応したのが、後鳥羽院と血縁関係もない足利氏であるという点に注目したい。この対応の理由としては、やはり足利氏にとって、『御霊託記』の存在が大きかったという点が考えられるのではないか。

御影堂の鳴動に関しては、信憑性を除けば『御霊託記』の中で起こったものが一番古い。足利氏が『御霊託記』の存在を認識したのが康永三年／興国五年（一三四四）頃だ

とすると、この頃には既に後鳥羽院の意を受けて御影堂は鳴動するかもしれないことを知っていた。そしてのちに御影堂で度々鳴動が起ると、彼らは守護神として敬う後鳥羽院の御霊が、何か事件を起こすなどして足利氏から離れていこうとしているのではないかと感じていたのであった。『御霊託記』において、後鳥羽院は後醍醐天皇を見捨て足利氏に乗り換えていることから、乗り換えられた足利氏にとっては、後醍醐天皇のように見捨てられることは是が非でも避けなければならないことであったのである。尊氏・直義・義詮が御影堂に宛てた願文や書状は多い。それは、尊氏、直義、義詮は後鳥羽院を敬うべき御霊と見なし、足利氏の守護神的な役割を期待したからであった。そのために、彼らは『御霊託記』における後鳥羽院の望みを何度も叶えようとし、積極的な対応を見せていたのである。

第二章 変容する御影堂への意識

第一節 室町幕府安定期の足利氏と御影堂

ここでは、室町幕府最盛期、義満の御影堂に対する反応

を見ていく。義満は、土岐氏、山名氏、大内氏を討つことで、有力守護大名の強大化抑制を図った人物である。

義満の御影堂に対する文書は、御教書一通しか存在しない。これは大内氏を討伐する際に出されたものであるが、義満はどのような思惑でこの御教書を納めたのであろうか。

〔史料10〕 応永六年（一三九九）十一月二日付足利義満御判御教書^⑩

後鳥羽院御影堂事、崇敬異他也、天下静謐祈禱、近日殊可致精誠之由、可致相触供僧申之状、如件

応永六年十一月二日

（足利義満
花押）

ここには、義満は後鳥羽院の御影堂を崇め敬っており、天下静謐のための祈禱を近日まごころを込めて御影堂に奉仕する僧に行わせます、とある。

史料中の「供僧」とは、「史料7」「史料9」中の「禪衆」と同様であると考えられる。徳永氏を踏襲した戸田靖久氏^⑪は、御影堂に存在した中期の供僧を後鳥羽院の追善儀礼やその他の宗教行事に関与した法燈派と見なし、法燈派の禪僧が日常的に御影堂へ勤仕する供僧の役割を担っていた

とする。

そして、この御教書については、応永六年十一月二日付であることから、義満が大内義弘討伐の治罰御教書を発した後に出されたものであった。また、この十日後に醍醐寺に向けて「凶徒対治祈禱事、殊可致請誠之状如件」^⑫と御教書を出し、大内氏討伐の祈禱を行うように命じているので、〔史料10〕の御教書というのは、大内氏に対する戦勝祈願的な要素を含んでいると考えられる。

そうするとこの御教書は、尊氏や直義が後鳥羽院を守護神的存在と見なした先例に基づいたもので、義満は戦の際に後鳥羽院の御加護を得ようと御影堂へ天下静謐の祈禱を行ったのである。しかし、安泰な世になるにつれて戦は起こらなくなり、それに合わせて御影堂への信仰も薄らいでいくものとなった。

義持の治世になると、比較的平穏な世の中となった。この平和は、義持自身の神仏への依存という姿勢によってその一端を担われていた。^⑬伊勢神宮・石清水八幡宮・北野社・相国寺などに渡御しているが、御影堂に対しては一通の御教書しかない。そこには、「天下安泰祈禱事、供僧等相共殊可抽精誠之状、如件」と、天下の安泰を祈禱するように

供僧等に指示したものが⁴⁵あるが、他の寺社と比較すると御影堂への信仰心は乏しいものとなっていたのである。

第二節 御影堂への対応の変化

尊氏以降、国家の有事の際には、書状や御教書が度々納められてきたが、義持の治世には御影堂への関心が薄れていた。しかし、この御影堂信仰を盛り返したのが、次の義教である。義教は、次の願文を御影堂へ納めている。

〔史料11〕永享十年（一四三八）九月十四日付足利義教願文⁴⁶

敬白 立願事

水成瀬殿御宝前

右義教既統列祖之嘉名、久居征夷之頭位鎮輔 王化欲育民生爰関東凶徒忽忘宗族之恩、而挿狼戾心 動背藩屏之約而成梟惡企、依之今課軍士所加対治也、特憚觀応之芳蹤更凝祈願之懇念、早運愚臣擁護之叡志、立施凶賊頓滅之威嚴、然則東夷倒兵而皆抱來蘇之思、中華□弓而自歌太平之徳、速致冥恩之報謝奉賁 宸儀之威光矣、仍立願如件 敬白

永享十年九月十四日

征夷大將軍從一位源朝臣義教 敬白

ここには、義教が足利持氏の滅亡を祈願しており、まさに永享の乱の最中に出されたものである。では、なぜ御影堂へ願文が発給されるに至ったのか。それを示すのが次である。

〔史料12〕『建内記』嘉吉元年（一四四一）九月一日条⁴⁷

室町殿御童名ちや、と申ス、①今度先日事也諸社伊勢・石清水

賀茂・春日・広田、并水無瀬御廟御願書二千也茶丸ト奉載之、為住吉・日吉・北野清卿草進之、

（中略）

是、赤松満祐法師并教康退治事御願也、②先度関東退治之時、此九ヶ所被進御願書其例也、八ヶ社者無子細、水音瀬御廟事如何、③関東之時、自水無瀬進等持院殿御願書申先例之由、仍被進了、④等持院殿御時者、於淀与新田中将合戦之時、就近所御祈念、打勝給之間、其後又合戦之時、被進御願書、又打勝給了、其時近所之謂歟、今者無其寄歟、而関東之時、被進之、以其佳例、當時又如此之由、為清卿所蜜語也、此御願書事隱密云々、

〔史料12〕では、嘉吉の変での義教暗殺後、將軍になった義教の嫡子・義勝が、謀反を起こした赤松氏を討つために願文を発給したときの状況がわかる。それに加え、義教が〔史料11〕の願文を納めた経緯についてもここからわかるものとなっている。まず、〔史料12〕を4つに分けて分析する。

傍線①には、義勝が赤松氏討伐の際に願文を納めた九社が記されているが、注目すべきは水無瀬だけ切り離されて書かれている点である。この一文だけで何らかの意図があつて分けられていることがわかるが、次はその事情を示すものとなっている。

傍線②では、義教による足利持氏討伐の際も、前に挙げられる九社に願文が納められたという先例があつた。しかし、その時、水無瀬だけは他の八社と同列に扱われたのが疑問視されていたのであつた。ここから、当時、足利氏と水無瀬との関わりは非常に低いものとなっており、義教、義勝の願文発給は驚くべき出来事であつたということがわかる。では、なぜ義教が願文を発給するに至つたのだろうか。

傍線③には、どうやら、將軍の御影堂への関心が薄れて

いた時に働きかけを行ったのは水無瀬家（当主は水無瀬具兼）であつたようだ。史料中の「等持院」は尊氏のことであり、水無瀬家は尊氏が発した「御願書」＝願文を先例とすることで、義教から御影堂への願文を出させることに成功したのであつた。そしてこの先例というのは、対直義戦において発給された願文のことを指す。そのことについて、詳しく示すのが最後の④である。

傍線④には、尊氏は新田義貞との合戦の時、陣が水無瀬の近所にあつたという理由で御影堂へ祈念したところ、新田義貞を破ることができ、また、その後の直義との合戦においては、「御願書」＝願文を発給したために勝利したとされている。そして、その時勝利することができたのは、御影堂へ近かつたからであるが、今は、敵（足利持氏）は遠い関東にいて、というものである。

ただ、建武年間の新田義貞との戦いの際に祈念を行ったというのは誤りである。そもそも、近所だったので祈念を行ったとあるが、前に示したように尊氏は石清水八幡宮側で、新田義貞は山崎側である。そして、両者の間は淀川（大渡橋）が流れており、敵方ひしめく山崎側の御影堂へわざわざ祈念のために向かうのは現実的ではない。また、ここで

示す傍線③中の先例について、谷口氏は、尊氏が直義を打倒しようとし、結果それに成功したという同族戦勝利の記憶から、義教は願文を発給するに至ったと述べる。⁽⁴⁸⁾

そこで〔史料11〕に触れると、この義教の願文では、建武年間の新田義貞との合戦ではなく、観応年間の直義との合戦を先例として挙げていることがわかる。何度も示すように義教が建武年間の出来事を先例としなかったのは、御影堂へそのような願文が発給されていなかったからである。観応年間の合戦もいわずに同族戦であり、その同族戦に勝利した先例を用い、義教は願文を発給するに至ったのである。

尊氏が〔史料3〕のように、直義との合戦の際に願文を捧げたのは、後鳥羽院に合戦における守護的な役割を期待していたからであり、義教はその先例を「同族戦」勝利と考えたことで、対持氏戦において御影堂への信仰を行うようになったのであった。

義教が暗殺されると、子の義勝は父の同族戦勝利の先例に倣って願文を捧げているが、義勝は当時八歳であったので、先例を踏襲したのは義教の側近でもあった管領・細川持之らの働きかけによるものであろう。義教の頃に絶えか

けていた御影堂とのつながりは復活するが、それは怨霊的な側面は含んではおらず、後鳥羽院を同族戦における守護神と見なしていたのであった。

第三節 復活した後鳥羽院怨霊

義政・義尚が在位する頃になると、御影堂への対応はさらに変容していく。二人の治世時に一度ずつ、御影堂では鳴動が起ころのだが、特に義政は、先祖の影響を受けない異色な対応を見せている。

〔史料13〕長祿四年（一四五八）十一月二日付足利義政願文⁽⁴⁹⁾

敬白 立願事

水成瀬殿御宝前

右 無徳無才居相将之重職云官云位継父祖之芳蹤、進勳報国之忠退思治民之計、爰廟堂鳴動祠官奏聞不知何咎徵、專可致祈謝、然則恠異消息寿算延長、祥瑞荐臻祝山呼於万歳、威揚不用同壤歌於八埏風水無難国家有慶早垂納受之冥鑑、須抽報謝之丹誠、仍立願如件

敬白

長祿四年十一月二日

征夷大將軍從一位行左大臣兼
右近衛大將源朝臣義政 敬白

これは義政が「廟堂鳴動」したことを受けて発した願文である。意味としては、自分は無徳無才だが、重職に就いている。官位を父祖の跡から継ぎ、報国の忠を励まし、治民の計を思っているが、水無瀬廟堂が鳴動したと神官から奏聞があった。何の咎の予兆があるのかは知らないが、僧侶や神官にひたすら祈謝させよう、というものである。

まず、義政の願文については、西山氏が「天人相関説の枠組みが見えている」と述べているところに着目したい。天人相関説というのは、古代中国の政治思想の一つで、人間の行動と自然現象には密接な相関関係があるとするものである。つまり、人間の行動（特に政治）の善悪に天が感応することで、禍福を天変地異という形でもたらすのである。願文について、義政が天人相関説を踏まえていたとすると、国や民のことを考えて政治を行ってきた義政にとつては、自身の行いで御影堂が鳴動するはずがなく、そうなつてしまったのは、これまで悪い政治を行ってきた人間たち（義政より実権を握っている人間）によって御影堂の鳴動

は起こされたのだと暗に言わんとしているのである。つまり、この願文からは間接的に為政者に対する批判が読み取れるのである。

足利氏の御影堂が鳴動したことの対応に関しては、前述の〔史料7〕〔史料8〕〔史料9〕のように、尊氏と義詮の書状が確認できる。これらと義政の願文を比較すると、鳴動には祈謝という形で対応している点は同様であるが、尊氏、義詮は書状であるのに、義政は願文を納めているという点が異なる。また、御影堂に祈謝する背景も、後鳥羽院に守護的な役割を求めた尊氏、義詮とは異なっており、その他の先祖の対応と比べても、義政の願文は特異であることがわかる。

義政が、為政者への批判的な内容の願文を発給したとき、年齢はまだ二十三歳で、「三魔」に悩まされながら、積極的に政治に励んでいた時期でもあった。他の幕臣が実権を握って思うように政治ができない身の上が、願文という形で反映されているのであろう。今まで守護神として敬われてきた後鳥羽院に、為政者への批判的な内容の願文を納めたのは、鳴動に便乗することで、実権を足利氏である自分に取り戻さんとする狙いがあったことが、少なからず見て

取れるのである。

そして義政の子の義尚は、文明八年（一四七六）五月に起こった鳴動に対し、「後鳥羽院御旧跡鳴動事、当時殊可致祈謝精誠之旨、可被相触供僧等之状、如件^②」と願文ではないが御教書を納め、また同年九月には「天下安全之祈禱事、可被致精誠之状、如件^③」と御内書を納めて精誠に祈謝を行う。

しかし、文明八年（一四七六）時点では、義尚はまだ十歳の子どもで、この対応は義尚主導で行われたものとは考えにくい。また、当時はまだ実権は父の義政が握っていたのだが、義政は前述のように特異的な願文を納めていることから、尊氏、義詮書状の影響が考えられるこの御教書や御内書を、義政が進んで発給した可能性は低い。このことについてはさらなる検証の必要がある。

義政や義尚の時代というのは、長祿・寛正の飢饉や応仁の乱が起こり、無秩序な世の中となっていた。鳴動はその世上不安の中で起こったものであり、やがてそんな後鳥羽院の御霊を鎮めようと、後土御門天皇は後鳥羽院を勧請し、神号宣下を行う。

第四節 神となった後鳥羽院

明応三年、後土御門天皇の宣命によって後鳥羽院は神となった。『水無瀬神宮文書』には、後鳥羽院を水無瀬神とした後土御門天皇の宣命写がある。

〔史料14〕明応三年（一四九四）八月二十三日付後土御門天皇宣命写^④

爰尔元弘建武与利以来多聖・怨満世氏乱国之給止有記文尔依氏四海不艾須一・朝不朴留事者偏尔由期留止今有所思氏以坐所号氏水無瀬神止申佐牟波可宜之崇徳院乎崇奉利氏粟田宮止勧請世留例毛存須礼乃便往

意味としては、ここに元弘・建武より以来、多くの聖怨が世に満ちて国を乱すという記文がある。そこには、四海がひとつにならず、朝廷がまとまらないのは、ひとえに後鳥羽院の力によるものだとある。今、思うところがあつて、崇徳院を粟田宮に勧請したように、後鳥羽院がいる水無瀬御影堂を以つて、水無瀬神と号するのがよいと思う、とある。

ここに「記文」というのは、『御霊託記』のことで

ある。『御霊託記』において、「百王理乱。今古興亡。併朕加力仁依留。」とあることから、後土御門天皇はこの文言を踏まえたのだと考えられる。よって、この当時の朝廷においても、『御霊託記』の存在は知られていたのである。

また、後土御門天皇の宣命が発せられた明応三年というのは、応仁の乱という大きな戦が起こった直後のことであつた。それに加えて、京都では、火災が頻発して起こつたことで、混乱を極めている状態でもあつた。そのときの京都の状況については次の史料からわかる。

〔史料15〕『後慈眼院殿御記』明応三年（一四九四）八月五日条⁽⁸⁵⁾

惣而京中毎夜之狼籍以外也、或盗人、或放火、或飛礫等不可勝計其上以石結着裏火抛入人家之事、家々町々仍諸人乍入夜不睡眠、勝事之至也、

洛中では毎夜、強盗、放火、石の投げ合いが数えきれないほど起こっており、火のついた紙や布などで石を包んだものを人家に投げ入れる事件も起こっていることから、人々は夜になつても眠ることが出来ない、という。当時の

民衆の間での恐怖と混乱の様子⁽⁸⁶⁾がうかがえるが、そんな荒れた世の中を治めようと、後土御門天皇は後鳥羽院を水無瀬神と号したのであつた。

また、小林崇弘氏⁽⁸⁷⁾は、歌人としても名を残している後土御門天皇について、後鳥羽院の「文芸中興の帝王」としての要素と、怨霊的な要素とを融合して認識しており、これらのイメージの重複が後鳥羽院を神と号したとする。実際、〔史料14〕では、怨霊として名高い崇徳院を栗田宮に勧請した例を用いて後鳥羽院を神としているので、後土御門天皇が後鳥羽院を怨霊として見なしていなかったとは言えない。朝廷は、後鳥羽院について、足利氏とは全く違う姿を捉えていたのであつた。

この後鳥羽院を神とした一連の流れは、朝廷のみの対応に留まつており、足利氏が御影堂に対してとつた行動は見られない。御影堂への管理は、義尚の後、朝廷主導で行われていたのである。しかし、足利氏と御影堂の関係を示す最後の史料として、義晴の願文がある。

〔史料16〕大永八年（一五二八）五月二十七日付足利義晴願文⁽⁸⁸⁾

敬白立願事

水成瀬殿御宝前

右義晴既居征夷将帥之頭職鎮、募累代武勇之勲業益輔佐君上欲撫育民下、爰南海道凶徒起兵於一州之外、合戰於九城之中、而退者吾軍未能伐焉、依之効列祖之中而退所願之懇丹、早運微臣擁護之叡策立施凶徒頓伏之威驗、然乃日月所照舟車所至共唱太平之曲調、速勵 恩慈之報心、弥仰 神惠之感応矣、仍立願如件、敬白

大永八年五月廿七日

征夷大将軍參議從四位下守

左近衛權中将源朝臣義晴白敬

右の願文が発せられる直前の事件として、義晴が大軍を率い京都から近江坂本へ移ったというものがある。しかし、いきなり本題には入らずに、まずは退去するまで将軍職争いをした義維との関係をまず追うことで、「史料16」を考察したい。

大永七年（一五二七）六月、朝廷は義維を左馬頭に任命することで、堺にいる義維を将軍後継者として認めた。このことについて、当時京都にいなかった義晴は、自身の将

軍職を失う可能性のある喫緊の問題だと考える。また、屈辱的な敗北となった四ヶ月前の桂川合戦（同年二月）をも意識し、同年十月、義晴は大軍を率いて、近江坂本からの帰洛に成功したのであった。これに対し、義維方は、義晴の陣所を囲うなどして心理的に追いつめたが、義晴の援軍が到着したことで、和睦交渉を選ばざるを得ない状況になった。

そして、義晴は、近江の六角定頼を介すことで、義維方の三好元長や細川晴元との間で和睦に向けて交渉を進めたのである。しかし、義晴は、晴元が自身に崇敬の態度を示しながらも、義維を擁し続けるという態度に次第に不信感を抱くようになる。また、晴元は、堺から義晴のもとへと上洛をせず、義維も堺から阿波に退却することもなかったため、この交渉は難航した。そのような状況の中で、今後の動向を探るためにも、義晴は六角軍一万を含む二万の軍勢を率い近江坂本に戻ったのである。

この近江坂本への退去は大永八年五月二十八日に起こったものであり、「史料16」はまさにその前日に発給された願文であることがわかる。この願文について、木下昌規氏は、和睦が決裂しそうな状況のなかで、自分が現職の正統

な將軍であることを示したかった、と指摘する。⁵⁹⁾

また、史料中の「南海道凶徒」とは、堺にいる義維のことを指す。ここから、義晴の願文は、自身の將軍としての正統性を示すとともに、義維という同族の敵に対する勝利を願って発給されたものであった。

この義晴の同族戦勝利の願文については、義教の願文を先例としたと考えられる。義教願文の〔史料11〕と比較すると、文章が非常に似通っていることがわかる。どちらの願文も、自分は高い位につき君主の徳によって民を治めているが反乱を起こす凶徒がいるので、早く私たちを助け討志（叡策）によって凶徒を滅ぼしてほしい。そして、その威厳（威験）で世の中を平和にしてほしいので、恩に報い徳に感謝し、ますます後鳥羽院の偉力を敬います、というものである。

義晴が、義政から飛んで、突然願文を納めるに至った理由としては、今回の出来事が、足利宗家の危機として捉えられたからである。後鳥羽院の御加護を得て、自身の正統性と威厳の回復に努めようとした義晴は、義教の願文を先例とすることで、後鳥羽院の力を求めたのであった。

義教以降、後鳥羽院は同族戦における守護神として認識

されてきた。実際、義教は尊氏の願文を同族戦勝利における願文と見なし、同様に願文を納めることで合戦において同族の敵（持氏）に勝利している。そして義晴も、そんな義教を先例として、御影堂に祈願することで義維を退けようと考えていたのである。

このようなかたちで突然御影堂への信仰が復活するのであるが、義晴以降、御影堂へ足利氏の関与はなくなっていくのであった。

おわりに

以上、室町・戦国期における、水無瀬御影堂と足利氏の関係について検証した。足利氏と水無瀬の関わりについて、結びつきの波はあるけれど、後鳥羽院は後世にもしっかりとその影響を及ぼしていたことがわかる。分析すると、尊氏、直義、義詮、義満は後鳥羽院を足利氏の守り神と認識し、義教は尊氏、義晴は義教の願文を先例としたことで、後鳥羽院を同族戦勝利の守護神と考える。そして義政や義尚は、御影堂の鳴動に対応しているが、それは後鳥羽院を怨霊視していたためではない。後鳥羽院の怨霊が影響を与

えたと考えられるのは、後土御門天皇のみであった。先学においては、特に尊氏や直義は、後鳥羽院の怨霊を恐れたという結論となっているものが多いが、『水無瀬神宮文書』の史料を読み込むと、この兄弟は怨霊を恐れていたと簡単には言い切ることができないのである。

ただ、尊氏が御影堂を信仰するにあたっては、『御霊託記』の影響も大きい。『御霊託記』を知っていた尊氏たちは、後鳥羽院の大興禅寺建立の願いを叶えようとするので、足利氏に対する守護神としての姿を期待したのであった。そして、いつしか大興禅寺建立の話は抜け落ち、義教以降は後鳥羽院を同族戦における守護神と認識する。だが、足利氏の御影堂崇拜に対する懈怠に後鳥羽院が憤ったのであろうか。戦国の世になると、將軍足利氏の力は衰えてゆく。義晴を境に、御影堂への足利氏の文書は存在しなくなるのである。

注

- (1) 『明月記』安貞元年七月十一日条
- (2) 『五代帝王物語』の「後堀河院崩御事」参照。
- (3) 『平戸記』延応二年正月二十八日条
- (4) 『吾妻鏡』宝治元年四月二十五日条

- (5) 山田雄司「崇徳院怨霊と後鳥羽院怨霊の交錯―『保元物語』崇徳院怨霊譚の形成―」(『日本宗教文化史研究』一九九八年)
- (6) 徳永誓子「後鳥羽院怨霊と後嵯峨皇統」(『日本史研究』二〇〇五年)
- (7) 徳永誓子「水無瀬御影堂と臨済宗法燈派」(『日本宗教文化史研究』二〇〇四年)
- (8) 松林靖明「この世の妄念にかかはられて―後鳥羽院の怨霊―」(『帝塚山短期大学紀要・人文・社会科学編』一九八一年)
- (9) 松林靖明「『承久記』と後鳥羽院の怨霊」(『日本文学』一九八五年)
- (10) 西山克「物言う墓」(『怪異学の技法』東アジア怪異学会二〇〇四年)
- (11) 谷口雄太「京都足利氏と水無瀬神宮―転換点としての永享の乱―」(『中世東国の社会と文化』岩田書院 二〇一六年)
- (12) 注(7) 徳永誓子氏前掲論文参照。
- (13) 『禅林僧伝』正平十六年／康安元年五月二十四日条(大日本史料)
- (14) 『禅林僧伝』正平十六年／康安元年五月二十四日条(大日本史料)
- (15) 『水無瀬神宮文書』二六 足利直義禁制(島本町史料篇)
- (16) 中村直勝「後鳥羽院」(『天皇と国史の進展』賢文館 一九三四年)
- (17) 注(7) 徳永誓子氏前掲論文参照。
- (18) 『水無瀬神宮文書』三四 足利尊氏願文(島本町史料篇)

- (19) 『園太歴』 観応二年正月十日条
- (20) 『島本町史本文編』 島本町史編さん委員会編一九七五—一九七六年
- (21) 注(11) 谷口氏前掲論文参照。
- (22) 足利尊氏寄進状(小松茂美『足利尊氏文書の研究』二 図版編 旺文社 一九九七年)
- (23) 年号については願文には記されてはならず、『島本町史本文編』によると正平八年のものとされる。
- (24) 『水無瀬神宮文書』三八 後村上天皇願文(島本町史史料篇)
- (25) 『水無瀬神宮文書』二九 足利直義願文(島本町史史料篇)
- (26) 桜井徳太郎「怨霊から御霊へ—中世的死霊観の展開—」(『御霊信仰』雄山閣出版 一九八四年)
- (27) 『吾妻鏡』 寛喜三年十一月二十五日条
- (28) 『吾妻鏡』 建長六年十二月二十五日条
- (29) 『統史愚抄』 元弘三年閏二月二十六日条
- (30) 『統史愚抄』 元弘三年閏二月二十六日条
- (31) 『後鳥羽院御霊託記』(『統群書類従』第三十三輯上)
- (32) 今野慶信「後鳥羽院の怨霊」(『後鳥羽院のすべて』新人物往来社 二〇〇九年)
- (33) 『園太歴』 観応二年十月五日条
- (34) この三度の鳴動については、『水無瀬神宮文書』四六 足利義詮書状、四八 足利尊氏書状、五一 足利義詮書状(島本町史史料篇)からわかるものとなっている。
- (35) 注(34) 掲載『水無瀬神宮文書』四六 足利義詮書状(島本町史史料篇)
- (36) 本町史史料篇
- (37) 注(34) 掲載『水無瀬神宮文書』四八 足利尊氏書状(島本町史史料篇)
- (38) 注(34) 掲載『水無瀬神宮文書』五一 足利義詮書状(島本町史史料篇)
- (39) 『井蛙抄』(『統群書類従』第十六輯下)
- (40) 笹本正治「鳴動する中世 怪音と地鳴りの日本史」吉川弘文館 二〇二〇 参照。
- (41) 『水無瀬神宮文書』七二 足利義満御判御教書(島本町史史料篇)
- (42) 戸田靖久「水無瀬御影堂の宗教的運営体制——「供僧」の分析を通して——」(『人文論究』二〇一〇年)
- (43) 『醍醐寺文書』二五九〇 足利義満御教書(大日本古記録)
- (44) 村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相 下』吉川弘文館 一九八九年)
- (45) 山田雄司「足利義持の伊勢参宮」(『皇学館大学神道研究所紀要』二〇〇四年)
- (46) 『水無瀬神宮文書』七三 足利義持御判御教書(島本町史史料篇)
- (47) 『水無瀬神宮文書』八二 足利義教書願文(島本町史史料篇)
- (48) 『建内記』 嘉吉元年九月一日条
- (49) 注(11) 谷口氏前掲論文参照。
- (50) 『水無瀬神宮文書』八三 足利義勝願文(島本町史史料篇)

- (50) 『水無瀬神宮文書』九一 足利義政願文（島本町史史料篇）
- (51) 注（10）西山氏前掲論文参照。
- (52) 『水無瀬神宮文書』九二 足利義尚御教書（島本町史史料篇）
- (53) 『水無瀬神宮文書』九三 足利義尚御内書（島本町史史料篇）
- (54) 『水無瀬神宮文書』一〇一 後土御門天皇宣命写（島本町史史料篇）
- (55) 宮内庁書陵部編（『図書寮叢刊 九条家歴世記録』二 明治書院 一九九〇年）所収。
- (56) 河内将芳『信長が見た戦国京都』法蔵館文庫 二〇二〇参照。
- (57) 小林崇弘「後土御門天皇と水無瀬―神号贈与と文芸活動をめぐって―」（『人間文化研究』二〇〇八年）
- (58) 『水無瀬神宮文書』一一四 足利義晴願文（島本町史史料篇）
- (59) 木下昌規『足利義晴と織内動乱』戎光祥出版 二〇二〇